

# 技術シーズ開拓・経営人材マッチング事業 仕様書

## 1. 委託業務名

技術シーズ開拓・経営人材マッチング事業

## 2. 業務の目的

本業務では、下記の業務を実施することにより、東北発の研究開発型スタートアップの組成を目指す。

- ・東北の大学等の技術シーズの中から事業化可能性が高いシーズを発掘する。
- ・発掘した技術シーズを持つ研究者、経営候補人材および起業関心層の学生との3者の引き合わせによるチームを組成。
- ・チーム単位で事業化に向けた伴走支援を行う。

## 3. 業務の内容

### (1) 支援プログラムの運営

#### ① 経営候補者の募集および採択

東北の大学技術シーズを用いた起業に関心のある経営候補者を全国から募集し、面談の上、起業意欲や東北へのコミットメント等を勘案し、30～40名程度採択する。

#### ② 未開拓技術シーズの発掘および評価

東北の各大学の技術シーズを調査し、それぞれ評価を行った上で、リスト化を行う。

※調査対象大学は東北の国公立理系学部を中心に5,6校程度を想定。

※過去にGAPファンド等の補助金に申請したことのある技術シーズ（＝大学の产学組織が既に把握済のシーズ）でなく、未開拓のものを原則とする。

#### ③ 事業化候補研究室の選定および訪問

②により作成したリストを①の人材に共有の上、訪問する研究室の選定を行う。

選定後、大学の产学組織と連携の上、実地にて訪問し、①の人材を含めて事業化可能性を模索する。

#### ④ 事業化チームの組成

③にて訪問した研究室の中から事業化可能性の高い研究者と、技術シーズと専門領域が近く、研究者と相性の良い①の人材を双方合意の上でチーム組成を行う。加えて、各地域のスタートアップエコシステム強化を見据えて、起業意欲の高い学生もチームに加えるよう努める。学生については、訪問した研究室所属であることが望ましいが、適任者がいない場合は、同大学内で募集することを想定。

※チームは20チーム程度の組成。

## ⑤ 事業化に向けた伴走支援

- 組成したチームごとに伴走支援を行う。想定される伴走支援は下記のとおり。
- ・技術シーズの社会実装に向けた仮説検証
  - ・チームマネジメント。打ち合わせの日程調整等
  - ・補助金等外部資金の獲得に向けた申請サポート
  - ・市場ニーズ探索のための関係者へのヒアリング設定および実施
  - ・起業候補人材、学生への謝金等の支払い

## (2) 実施拠点の確保

本業務の遂行にあたり、効果的に事業を実施できる拠点を確保すること。なお、実施拠点については、仙台市内に確保することを原則とするが、より効果的な支援が実施できると委託者が判断する場合は、首都圏等に拠点を設けることも差し支えない。

## (3) 情報発信・広報

本プログラム全般の取り組みにかかる広報業務については、委託者と協議の上、広報戦略を策定し、実施すること。また、情報発信にあたっては、発信内容に関して事前に委託者と協議すること。

## (4) アンケート等の実施

本プログラム参加者に対し、アンケートなどを実施し、業務の効果を把握し次回以降の業務改善に活かすように取り組むこと。

## (5) 成果報告書の納品

本業務終了時には、(1)から(4)の実施結果等について報告するとともに、本業務によって得られた知見、ネットワーク、個々の連携先との連携内容などをまとめた報告書を作成して納品すること（ワードもしくはエクセルファイル、写真・映像データ等）。

## (6) その他

- ア 本業務以外に委託者や関連団体が行う起業支援事業との連携を図るよう努めること。
- イ 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。
- ウ 本業務の公共性に鑑み、受託者は特定の企業への利益や便宜の供与を厳に慎み、透明性、公平性を確保して業務にあたること。
- エ 将来的な自走化に向けた地域の支援機関や首都圏等の企業、自治体、大学等との連携体制の強化及びふるさと納税や企業協賛などの財源確保に取り組むこと。

## 4. 委託料

委託料の上限額は 37,500,000 円（消費税及び地方消費税含む。）。

## 5. 委託期間

契約締結日から令和9年3月20日まで

## 6. その他留意事項

- (1) 本仕様書にないものは委託者及び受託者の協議により定める。
- (2) 受託者は、業務の内容及び範囲について委託者と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 受託者は、打合せの内容を記録し、隨時、委託者へ提出すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況に関して、隨時委託者に報告するとともに、週次の定例ミーティングにて協議、調整を行うこと。状況に応じて大学関係者を含めたミーティングを開催すること。
- (5) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項 (<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>) に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。